

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和8年6月24日

岩手県知事 殿

提出者

住 所 岩手県一関市竹山町6番4号

氏 名 株式会社 平野組

代表取締役社長 須田光宏

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0191-26-3711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社平野組 建設現場
事業場の所在地	岩手県一関（盛岡市を除く）
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業／総合工事業／一般土木建築工事業 [0611] 舗装材料製造業 [1841] 産業廃棄物処分業 [8522]
②事業の規模	元請完工高 7,059百万円
③従業員数	134 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

（日本産業規格 A列4番）



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙様式のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ○ISO14001のマニュアルに基づき、廃棄物の発生量を事前に予測し、現場再利用や発生抑制の検討を行っている。 ○材料発注時に梱包材を少なくするよう、資材納入業者に要請する。 ○現場加工を少なくすることにより、端材の発生を抑制する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙様式のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ○現状を維持する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ○工事現場内に産廃カゴを複数設置し、品目別に分別する。 ○解体工事では、重機解体の前に予め人力で品目別解体を行う。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ○現状を維持する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ○中間処理せずに再生利用できる廃棄物が発生しないため、自ら再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ○再生利用できる廃棄物が発生した場合は、積極的に再生利用に努める。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
②計画	（これまでに実施した取組） ○自社のアスファルト・コンクリート廃材のリサイクル施設が2026年3月をもって廃業したため、他社の中間処理施設に委託している。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ○公共工事や郊外の現場では、現場で発生するコンクリート廃材や木くずを、排出場所で中間処理し、埋戻材やマルチング材として現場内でリサイクルするよう発注者に働きかける。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙様式のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	○産業廃棄物の処理委託する場合は、リサイクル業者を優先的に選択している。また、本社で優良認定業者を含むリサイクル施設との年間委託契約を結ぶことにより、優良な業者への委託を推進している。 ○解体工事や、規模の大きい現場を対象に電子マニフェストを利用している。(ASP業者経由)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙様式のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ○弊社の営業地域も少しずつではあるが優良認定処理業者が増えているので、今後共認定された業者を優先的に利用するよう努める。 ○小規模工事以外は、極力電子マニフェストを利用する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図

アスコン廃材 → 破碎（委託）→ 再生アスコン、路盤材

コンクリート廃材 → 破碎（委託）→ 再生骨材

紙くず、木くず → 破碎（委託）→ 製紙原料、燃料チップ等

廃プラスチック類 → 破碎、造粒（委託）→ R P F 燃料等

（その他の建設廃棄物は可能な限りリサイクル施設へ委託する）

別添2 管理体制図



i社では、産業廃棄物の管理は全て本社で行っており、行政への報告等も本社の産廃管理担当が行っている

現状:前年度(令和7年度)実績量
計画:今年度(令和8年度)計画量(目標)

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行なった(行う)量		自ら行う中間処理		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった(行う)量		処理の委託									
	排 出 量		自ら熱回収を行なった(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった(行う)量		全 処 理 委 託 量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画
廃プラスチック類	400.42	360.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	360.38	177.31	159.58	198.21	178.39	0.00	0.00	0.00
金属くず	134.41	120.97	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	120.97	88.61	79.75	134.41	120.97	0.00	0.00	0.00
ガラス陶磁器等くず	302.92	272.63	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	272.63	169.51	152.56	175.21	157.69	0.00	0.00	0.00
がれき類	8,790.41	7,911.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	7,911.37	34.05	30.65	6,783.43	6,105.09	0.00	0.00	0.00
汚泥	3.08	2.77	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.77	1.94	1.75	3.08	2.77	0.00	0.00	0.00
廃油	4.80	4.32	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.32	4.80	4.32	0.00	0.00	0.00	4.80	4.32
紙くず	58.54	52.69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	52.69	58.54	52.69	58.54	52.69	0.00	0.00	0.00
木くず	471.32	424.19	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	424.19	108.74	97.87	471.32	424.19	0.00	0.00	0.00
繊維くず	1.63	1.47	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.47	0.63	0.57	1.63	1.47	0.00	0.00	0.00
それ以外	34.70	31.23	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	31.23	1.42	1.28	1.42	1.28	0.00	0.00	0.00
合計	10,202.23	9,182.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10,202.23	645.55	581.02	7,827.25	7,044.54	0.00	0.00	4.32